

2016.10.3

CSR・ERM トピックス <2016 No.7>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016 年 8 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<環境負荷軽減>

○カルビー、キヤノン、久光製薬が宇都宮の工業団地内の事業所で電力および熱供給を共同化

（参考情報：2016 年 8 月 25 日付 各社 HP 等）

カルビー、キヤノン、久光製薬の 3 社は 8 月 25 日、栃木県宇都宮市にある清原工業団地内の隣接する各社の計 7 事業所において、国内初となる「工場間一体省エネルギー事業」*の実施に向けて、東京ガスエンジニアリングソリューションズ（以下「TGES」）と電力と熱（蒸気や温水）の供給契約を締結したことを発表した。

本事業では、時間や時期によって需要状況の異なる異業種複数事業所の電力と熱の情報をシステムに集約して効率的に供給することで、約 20%の省エネと約 20%の CO2 排出量削減が見込まれている。また、系統電力の停電後にも電気と熱の供給継続が可能となる仕様を採用しているため、供給の安定性向上により事業継続対策の強化に繋がることも期待されている。

本事業のために建設される「清原工業団地エネルギーセンター（仮称）」などの供給インフラは、今後 TGES が 10 月から建設に着手し、2019 年 1 月の竣工を目指す。

* 工場間一体省エネルギー事業

複数の既設の工場間において、生産ラインの統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生産などの相互融通により、一体となって省エネルギーを行う事業。

<CS>

○経済産業省が「おもてなし規格認証」の運用を開始

（参考情報：2016 年 8 月 25 日 経済産業省 HP）

経済産業省は 8 月 25 日、サービス産業の活性化・生産性向上のために「おもてなし規格認証」を創設し、同日より「おもてなし規格認証 2016」の申請受付を開始すると発表した。

「おもてなし規格認証」は、サービス品質が見える化することによって、サービス事業者の活性化を促進する仕組みであり、お客さまや従業員の安全対策や外国人が困りそうなことへの備えなどの認証基準 30 項目のうち、15 項目以上が該当することにより、「おもてなし規格認証 2016」に認定され、「認定証」と「おもてなし規格認証 2016 マーク」が発行される。

おもてなし規格認証の登録を受けた事業者は、『おもてなし規格認証ウェブサイト』（<https://www.service-design.jp/>）で検索することができ、サービスの品質や取組について、お客様に PR することが可能となる。2020 年までに 30 万社の認証取得を目指すとしている。

今後、国際規格化も検討され、2017 年度以降、日本国内外での本格運用を目指し、サービス産業の「アウトバウンド」促進の足掛かりとすることも想定されている。

おもてなし規格認証 規格項目

	No	実施内容
情報提供に関する取組	1	インターネットを活用した情報発信・問い合わせ対応
	2	初めてサービスを利用するお客さまに対してわかりやすく案内・説明などを行うツールの整備(例:パンフレット・ウェブサイト・メニューブック など)
	3	従業員同士や地域とのコミュニケーション・情報共有
	4	情報発信(例:チラシ、ウェブサイト、SNS※ など)の工夫 ※FacebookやTwitterなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス
設備に関する取組	5	ICチップ内蔵クレジットカードに対応した決済端末の導入
	6	安定したサービスなどを提供できるようなマニュアルの整備
	7	店内外サイン(例:トイレ、非常口、看板など)についての外国語表記、または訪日外国人にもわかりやすいピクトグラム※などの活用 ※何らかの情報を示すための視覚記号(サイン)。「絵文字」「絵単語」などと呼ばれる。
	8	サービスを利用する上で、外国人が困りそうなことへの備え(例:独自の習慣や文化を知らないための不便やトラブルに備えた対応など)
職場などの環境改善に関する取組	9	お客さまや従業員の健康に配慮した取組(例:分煙もしくは禁煙対応や定期健康診断など)
	10	誰もがサービスを利用しやすいような工夫(例:ベビーカー連れの方や障がい者、高齢者などにも利用しやすい工夫)
	11	定期的な5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の取組
	12	お客さまや従業員の安全対策についての定期的な点検や、必要に応じた設備の見直し・投資
業務の改善に関する取組	13	ITを用いた適切な会計処理と、売上集計・仕入(原価)などの効率的な管理
	14	バックオフィス業務(会計・税務、総務や倉庫管理など)を効率化する施策(もしくは効率化に向けた定期的な検討)
	15	接客レベル・サービスレベルについて定量的に把握し、改善に向けて検討・実施する仕組みづくり
	16	サービス品質向上に向けた定期的な取組(従業員教育など)
	17	顧客満足度や地域への貢献を高めるためのPDCA(Plan・Do・Check・Actionという事業活動の「計画」「実施」「評価」「改善」サイクル)の仕組みの整備と、その運用
	18	従業員の意見を把握し、意見を反映させる仕組みづくりと、その運用(従業員アンケートなど)
ツールの導入・用意に関する取組	19	ITなどを活用した、より接客に集中できるような仕組みづくりと、その仕組みに基づき細やかなサービスを行える取組(例:接客用タブレット、顧客情報管理システムの導入など)
	20	外国語でのサービス内容表示や説明ツールなどの用意
	21	従業員が外国語での接客を行うための支援ツールの用意(例:英会話マニュアル、指差し会話集、アプリなど)
	22	外国語版近隣マップの用意(各地域で作成・共有しているものでも可)
顧客理解・対応に関する取組	23	経営理念の策定、および、自社の強み・弱みを見極めたうえで、想定する顧客(地域コミュニティ含む)に対する戦略づくり
	24	お客さまや地域コミュニティの声を汲み取り、分析する仕組みづくり(例:アンケート実施や平時におけるコミュニケーションなど)
	25	自社がターゲットとする外国人のお客さまの文化などの理解、外国人のお客さまに対しての接客ポリシーの設置
	26	外国人のお客さまと必要最低限のコミュニケーションが取れるような従業員教育(例:外国語会話フレーズの教育、No.21の導入ツール(アプリなど)の使い方指導など)
	27	自社の顧客戦略や顧客ニーズ分析結果などを従業員に共有する仕組みづくりと、その運用
人材教育・育成に関する取組	28	「心のバリアフリー」※に関する接客方針を整備し、従業員に浸透させる定期的な取組(指導・教育) ※施設整備だけではなく、高齢者、障がい者などの困難を自らの問題として認識することで心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること
	29	外国人のお客さまに対しての接客ポリシー(指針)を従業員が理解・徹底するための取組
	30	外国語によるメール・電話での問い合わせ対応

(出典：一般社団法人 サービスデザイン推進協議会)

<レジリエンス>

○防災科学技術研究所が「災害年表マップ」を公開

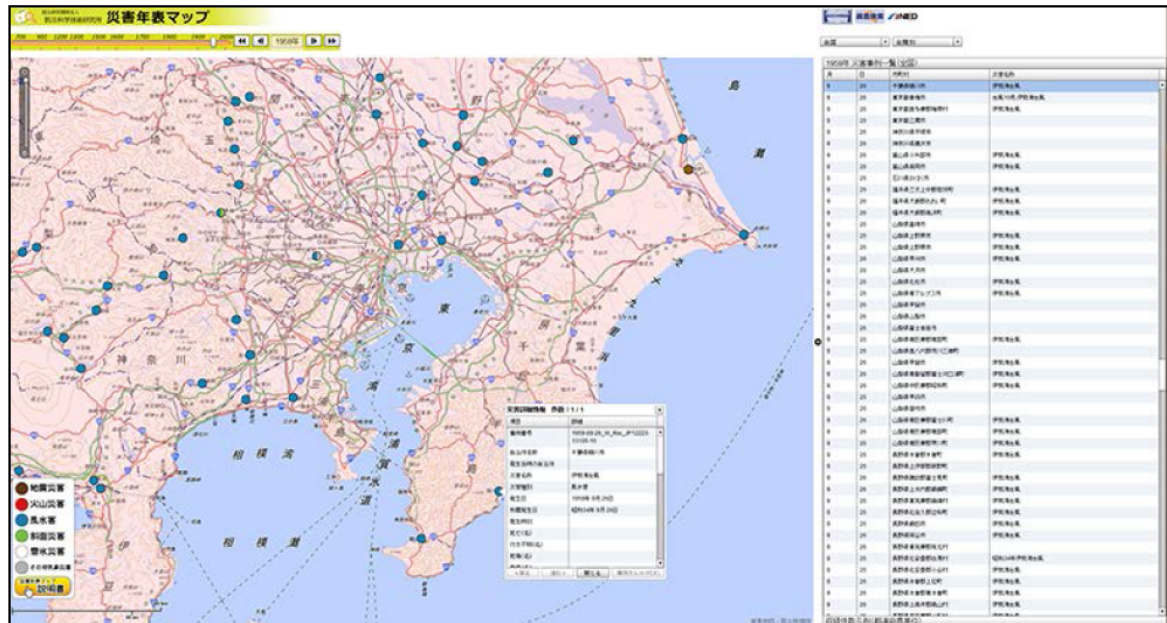
(参考情報：2016年8月31日 防災科学技術研究所 HP)

国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下、「NIED」)は8月31日、日本全国における過去の自然災害事例をWeb地図上に表示する「災害年表マップ」を公開した。

同マップは、過去の自然災害事例を発生年ごとに市区町村単位でWeb地図上に表示するアプリケーションであり、地方単位、県単位、災害種別単位で情報を絞り込み、閲覧することが可能になっている。また、災害規模などの事例の詳細は「事例カルテ」で閲覧できる。

同マップには、NIEDが整備を進める「災害事例データベース」を使用している。同データベースは市区町村が発行している地域防災計画に記載されている過去の災害事例をデータベース化したものであり、西暦416年～2013年に発生した地震災害、火山災害、風水害、斜面災害、雪氷災害が収録されている。同データベースは2017年3月の公開が予定されている。

災害年表マップの画面と災害詳細ウィンドウの表示



(出典：防災科学技術研究所)

海外トピックス：2016年7~8月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○ベルテルスマン財団が各国のSDGs達成状況に関する報告書を公表

(参考情報：2016年7月21日付 同財団HP)

ドイツに拠点を置くベルテルスマン財団は7月21日、国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 以下、「SDGs」）で定める2030年までの達成目標について、国連に加盟する193カ国のうち149カ国の達成状況をまとめた報告書「SDG INDEX & DASHBOARDS」を発表した。

同報告書では、各国の公開情報を踏まえ、100ポイントを最大として取組レベルをスコアリングした“SDG Index”と、SDGsの各達成目標について進捗状況を3段階で評価した“SDG Dashboards”の評価結果が示されている。

同報告書によると、“SDG Index”のランキングでは北欧諸国が上位にランクインしている一方で、アフリカ諸国が下位を占める結果となった。日本は18位にランクインしており、SDGsの17個の達成目標のうち、「質の高い教育」「清潔な水と衛生」「新しい技術とインフラ」については「すでに目標達成されている」という結果であったが、「貧困の撲滅」「ジェンダーの平等」「クリーンエネルギー」「気候変動への対策」「海洋資源の保全」「陸上資源の保全」「目標達成に向けたパートナーシップ」については「目標達成にはかなり遠い」という結果であった。

同報告書は国連の公認ではないものの、SDGsへの取組状況を数値的に評価した初めての取組であり、各国が自国の取組状況の把握や、他国との比較評価等を行うことにより、今後の取組の一助となることを志向したものである。

SDG Index ランキング

上位 20 カ国			下位 20 カ国		
1	スウェーデン	84.5	130	ベナン	40.0
2	デンマーク	83.9	131	マラウイ	39.8
3	ノルウェー	82.3	132	モーリタニア	39.6
4	フィンランド	81.0	133	モザンビーク	39.5
5	スイス	80.9	134	ザンビア	38.4
6	ドイツ	80.5	135	マリ	38.2
7	オーストリア	79.1	136	ガンビア	37.8
8	オランダ	78.9	137	イエメン	37.3
9	アイスランド	78.4	138	シエラレオネ	36.9
10	イギリス	78.1	139	アフガニスタン	36.5
11	フランス	77.9	140	マダガスカル	36.2
12	ベルギー	77.4	141	ナイジェリア	36.1
13	カナダ	76.8	142	ギニア	35.9
14	アイルランド	76.7	143	ブルキナファソ	35.6
15	チェコ	76.7	144	ハイチ	34.4
16	ルクセンブルク	76.7	145	チャド	31.8
17	スロベニア	76.6	146	ニジェール	31.4
18	日本	75.0	147	コンゴ	31.3
19	シンガポール	74.6	148	リベリア	30.5
20	オーストラリア	74.5	149	中央アフリカ	26.1

(「SDG INDEX & DASHBOARDS」を基にインターリスク総研作成)

<環境>

○CalPERS が 5 カ年の ESG 投資戦略を決定

(参考情報：2016 年 8 月 15 日付 CalPERS HP 等)

カリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS) は 8 月 15 日、ESG (環境、社会、ガバナンス) 投資に関する 5 カ年の投資戦略を決定した。

本戦略では、以下の 6 つの優先取組課題が設定されている。

- ① 企業に対する投資判断の材料となる ESG 情報の開示要請の強化
- ② モントリオール・カーボン・プレッジ*に準拠した取組の推進
(投資先企業の CO2 排出量の把握・開示)
- ③ ダイバーシティ&インクルージョン**の推進
- ④ 年金基金を運用するマネジャーの育成推進
- ⑤ サステナブル投資に関する研究***の推進
- ⑥ プライベート・エクイティ投資の手数料と利益配分の透明性の確保

各課題については、達成期限、到達目標および達成度合いを測るための指標となる KPI が設定されている。

今後は、同戦略に沿って、株主としての議決権行使や、企業との対話活動を行うとともに、国内外の資産運用会社に対してもこれらの考え方に沿った運用を推奨する予定。

* モントリオール・カーボン・プレッジ

2014 年 9 月 28 日、カナダのモントリオールで行った国連環境計画金融イニシアチブの年次総会で策定された CO2 削減に向けた新たな取組。賛同した機関投資家は、投資先企業の CO2 排出量を把握し、開示することが求められる。

** ダイバーシティ&インクルージョン

人材の多様性を受容れ、様々な意見やアイデアを取り入れることで、組織の競争優位性を高める成長戦略。

*** サステナブル投資に関する研究

ESG 要因が、当該企業の株式市場での長期的なパフォーマンスにどのような影響を与えるかに関する研究。学界や投資業界における国際的な共通認識が未だ存在していない。

<環境／CSR 調達>

○アップルがサプライヤーと連携して推進する環境保護取組を発表

(参考情報：2016 年 8 月 17 日付 同社 HP)

アップルは 8 月 17 日、同社のサプライヤーと連携して推進する、中国における環境保護取組を発表した。

発表されたのは同社の主要サプライヤーである Lens Technology における再生可能エネルギー使用に関するコミットメントと、中国国内のアップル製品の全最終組立施設における埋立廃棄物ゼロ認証取得の 2 つである。

Lens Technology は 2018 年までにアップル向けのガラス製品製造のための電力を 100%再生可能エネルギーでまかなうことを宣言した。湖南省長沙市にある 2 ヶ所の製造拠点における使用電力を 100%風力発電にすることで、二酸化炭素排出量を年間約 45 万トン削減できるとしている。

アップルは 2015 年にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を削減するためのクリーンエネルギープログラムを発表しており、サプライヤーと連携し、2 ギガワット以上の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進してきた。アップル向け製品について 100%再生可能エネルギー使用を宣言したサプライヤーは Lens Technology が初めてである。

また、アップルは Foxconn の太原工場など、中国国内の最終組立施設 14 ヶ所すべてにおいて、国際的な第三者安全科学機関である UL*の埋立廃棄物ゼロ認証を取得した。同認証により製造過程で発生するすべての廃棄物が再利用、リサイクル、堆肥化されるか、必要に応じてエネルギー転換されていることが認定された。

* UL

1894 年に設立されたアメリカ合衆国イリノイ州ノースブルックに本拠を構える民間の世界的な第三者安全科学機関。安全規格の開発とそれに準じた製品試験・認証・検査・アドバイザー／トレーニング・サービスの提供を行う。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

昨年 9 月に公布された改正個人情報保護法が公布から 2 年以内に施行されます。改正法の施行を前に、留意すべきポイントを教えてください。

Answer

1. 個人情報保護法改正の背景

2005 年 4 月に全面施行された個人情報保護法が約 10 年ぶりに改正されることとなり、2015 年 9 月に改正法が公布されています。この間、情報通信技術の高度化や企業のグローバル化の進展により企業が利用するデータの種類・量ともに増大し、また、生体認証技術など個人を識別する新たな技術が普及するなどにより、これまで個人情報として扱っていなかった範囲の情報（グレーゾーン）についても規制を設ける必要性が出てきました。このような個人情報を取り巻く環境変化を受けて、同法も改正されることとなりました。

2. 改正法の内容と対応のポイント

個人情報保護法の主な改正内容は表 1 のとおりです。本稿では、このうち、多くの企業において対応が求められる事項（表 1 の下線）について解説します。

【表 1】 個人情報保護法の主な改正内容

個人情報の定義の明確化	・ <u>個人情報の定義の明確化</u> ・ <u>要配慮個人情報</u>
適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	・ 匿名加工情報 ・ 個人情報保護指針
個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	・ <u>トレーサビリティの確保</u> ・ データベース提供罪
個人情報保護委員会の新設及びその権限	・ 個人情報保護委員会
個人情報の取扱いのグローバル化	・ 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 ・ 外国事業者への第三者提供
その他改正事項	・ <u>オプトアウト規定の厳格化</u> ・ 利用目的の制限の緩和 ・ 小規模事業者への対応

（内閣官房 IT 総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」（2015 年 4 月）をもとにインターリスク総研作成）

（1）個人情報の定義の明確化

①改正内容

改正法では個人情報の定義が表 2 のとおり見直され、より明確になりました。また、「個人識別符号」が新たに定義されたことにより、これまでの扱いが不明瞭であった情報が個人情報として明確にされました。

【表 2】 個人情報の定義の比較（現行法／改正法）

現行法 第 2 条第 1 項	改正法 第 2 条第 1 項
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、 <u>図画若しくは電磁的記録</u> （電磁的方式（電子的方式、磁気的方式） <u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u> 次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。第 18 条第 2 項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作 <u>その他の方法を用いて表された一切の事項</u> （個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 <u>個人識別符号が含まれるもの</u>

（下線はインターリスク総研が記載）

また、個人識別符号は、第 12 回（2016 年 7 月）の個人情報保護委員会*においてその内容が以下の通り、明確にされています。

個人識別符号は、次に掲げるものとする。

- （１）次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
 - （ア）DNA を構成する塩基の配列
 - （イ）顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - （ウ）虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - （エ）発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - （オ）歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - （カ）手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - （キ）指紋又は掌紋
- （２）旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- （３）国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- （４）上記（１）～（３）に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（第 12 回個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律施行令案の骨子（案）」より）

* 個人情報保護委員会

2016 年 1 月 1 日に特定個人情報保護委員会を改組して発足した組織。特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバー（個人番号）の適正な取扱いの確保を図るための業務を全て引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性を確保しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行う。なお、個人情報保護法の改正法が施行されるまで、個人情報取扱事業者に対する指導監督業務は従来どおり各省庁が担う。

②対応のポイント

企業は、自社等が扱う情報を精査し、本改正による新たな定義に従い「個人情報」を洗い出す必要があります。これまで個人情報として定義してきた情報に加えて、新たに追加された情報を自社等における「個人情報」と位置づけた上で、自社等がこれらの個人情報を扱う手順・ルールについても精査し、見直す必要があります。

(2) 要配慮個人情報

①改正内容

現行法では、個人情報に含まれる情報の性質に関わらず、一律の扱いをしてきました。一方、改正法では、人種、信条、病歴等といった扱いに配慮すべき個人情報を「要配慮個人情報」として新たに定義し、その取扱いについて新たな規制が設けられています。「要配慮個人情報」が、本人の意図しないところで取得・流通されることで差別的な扱いを受けることを防止するために規定されたもので、以下のとおり定義されています。

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
(改正法第2条第3項)

前述条文にある「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」について、第12回(2016年7月)の個人情報保護委員会においてその内容が以下の通り、明確にされています。

- (1) 要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。
- (ア) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
 - (イ) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果
 - (ウ) 健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (エ) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (オ) 本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (2) 要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、次に掲げる場合とする。
- (ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(第12回個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律施行令案の骨子(案)」より)

現行法では個人情報を取得する場合、予めその目的を公表する、または速やかに本人に通知していれば、本人から同意を取ることは必要とされていませんでした。改正法においては、要配慮個人情報は本人の同意を得て取得することを原則として義務化しており、また、本人からの同意を得ずに第三者に提供する行為(いわゆるオプトアウト手続き)も原則禁止されています。

②対応のポイント

要配慮個人情報は取得および第三者提供において、通常の個人情報と異なる手続きが必要になります。企業は、自社等が扱う個人情報のうち要配慮個人情報に該当する情報を洗い出し(実務上は前述(1)と併せて実施)を行い、該当手順に本人の同意を得るプロセスを加えることが不可欠になります。

なお、第三者提供の例外である「委託」や「共同利用」に該当する場合には、本人の同意なく個人データの提供を受けることができるとされています。手順見直し後の要配慮個人情報の取扱い等を「第三者提供」とするか、例外である「委託」や「共同利用」とするかに応じて、弁護士等の外部専門家へ相談をした上で手順の見直しを行うことが肝要です。

(3) オプトアウト規定の厳格化

①改正内容

現行法においては、本人の求めに応じて提供を停止することを前提に、以下 1) ～ 4) を本人が知り得る状態に置くことで、本人の事前の同意無く個人データを第三者に提供することができました。

- 1) 第三者への提供を利用目的とすること
- 2) 第三者に提供される個人データの項目
- 3) 第三者への提供の方法
- 4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

改正法ではオプトアウト手続きを行う場合、上記 1) ～ 4) に加えて「5) 本人の求めを受け付ける方法」についても本人が知り得る状態にすることが追加され、また、上記 1) ～ 5) について個人情報保護委員会への届出・公表が義務付けられるようになりました。これは、形式的なオプトアウト手続きを備えていても出所不明の個人データの場合などには、本人による停止手続きが困難との指摘を受けて改正されたものです。

②対応のポイント

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、本人が容易に知り得る状態について、以下の事例が示されています。改正法で新設された「5) 本人の求めを受け付ける方法」についても、以下事例を参考とし、手順の見直しを図ることが肝要です。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

- 事例 1) ウェブ画面中のトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。
- 事例 2) 事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われていること。
- 事例 3) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
- 事例 4) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示すること。

(4) トレーサビリティの確保

①改正内容

改正法では、不正流通の抑止とトレーサビリティ確保を目的として、個人データの第三者提供には提供元・提供先の双方に、提供先（提供元）および提供年月日の記録が求められるようになっています。

②対応のポイント

自社等の個人情報の取扱いに第三者提供（提供元・提供先の何れか）がある場合、台帳等にその日付・提供先等を記載するプロセスを追加する必要があります。

また、このプロセスを経していない個人データを自社等が取得することは不正取得に該当する可能性があるため、取得時に提供元において記録が実施されているかを確認し、取得する個人データの出所を確認することも必要です。

4. まとめ

改正法の背景には、ビッグデータを安全に利活用するための環境整備など、成長戦略の意味合いも強く、改正法では匿名加工情報の取扱い等についても規定されています。今回は多くの企業に関わる必要最低限の事項について、概要をお示しするに留めましたが、各企業における個人情報の利活用によっては、追加対策の検討も必要となります。個人情報保護委員会のリリース情報

を注視し、改正法への対応を自社等における個人情報取扱の再点検の機会とし、改正法への適用範囲を洗い出し、必要な体制の見直しやルールの見直しを行うとともに、新たなルールの周知徹底を行っていくことが肝要です。また、物理的・技術的な対策についても、必要に応じて見直しを図ることも推奨されます。

以 上

コンサルティングサービス『情報セキュリティ Master』のご紹介

インターリスク総研では企業のリスクマネジメントに関する様々なコンサルティングを提供しています。ここでは本号のQ & Aでも取り上げた情報管理・個人情報管理に関する『情報セキュリティ Master』について、概要をご案内します。

『情報セキュリティ Master』では、情報管理に関する現状評価、体制整備、周知徹底の各段階のメニューを取り揃えています。

サービス		概要
Phase1 現状評価	情報管理体制診断	既存の情報管理体制に関するルールや組織体制、現場での運用状況等を把握し、診断結果をレポートに整理します。
	サーバ・WEBのセキュリティ診断	サーバ・WEBの脆弱性を技術的に調査します。本サービスは、高度な専門技術と豊富な経験を有する協力会社が対応いたします。
Phase2 体制整備	情報管理体制整備	既存の規程・体制を踏まえ、貴社における情報管理体制の整備・構築をご支援します。
	情報漏えい発生時の対応体制整備	情報漏えい発生時のTODDを整理し、緊急時の対応体制の整備・構築をご支援します。
Phase3 周知徹底	役職員向け教育・研修	情報管理に関する役職員向け研修をご支援します。
	シミュレーショントレーニング	情報漏えい発生時等の危機シナリオに基づく模擬記者会見などのトレーニングを通じて危機対応の実践力を養成します。

※その他、改正個人情報保護法に対応したセミナー・研修等もご提供しています。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 事業リスクマネジメント部
 TEL.03-5296-8912 (CSR・法務グループ)
 TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<http://www.irric.co.jp/>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016